

宮城 A 地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

宮城 A 地区においては、令和5年5月31日からタクシー運賃の改定を実施（改定率12.34%）いたしました。これによる令和5年7月から12月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数
44社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

- 2 平均増収率
13.2%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間をいう。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

- 3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率
7.50%

改定前1人平均給与月額 (令和4年7月～12月)	改定後1人平均給与月額 (令和5年7月～12月)
224,433円	241,264円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
10社	11社	5社	9社	4社	3社	2社	44社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年7月～12月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
7社	3社	6社	4社	2社	3社	0社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
3社	15社	44社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\frac{\text{全運転者に係る 令和5年7月～12月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}}{\frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ① 労働者負担を全て廃止した事業者数 4社
- ② 労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ③ 労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ④ 労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ⑤ 一切変更のない事業者数 13社

(2) 手当類の創設・拡充

- ① 新しく手当を創設した事業者数 0社
- ② 既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 1社
・ 事故応援手当（1社）

(3) その他

- ・ 歩合率の改定 3社